

平成23年3月16日

宍粟市長 田 路 勝 様

宍粟市行政改革懇談会
会長 山下 直 昭



宍粟市行政改革懇談会意見（報告）

当、行政改革懇談会は、平成23年度から平成27年度までの5年間を推進期間とする「第二次行政改革大綱」を策定するに当たり、この計画の妥当性、的確性、実現可能性について検討するため、平成22年12月10日から平成23年1月27日まで4回に亘って開催したものであり、最終的にはパブリックコメントの結果を踏まえて、同年3月16日に委員の意見をまとめたもので、ここに行政改革懇談会の意見として報告いたします。

まず、第一次行政改革大綱において掲げられた課題・数値目標については、達成できた項目と達成できなかった項目についての報告を受け、第二次行政改革大綱（素案）において、更なる改革のため、推進計画として2本の改革の柱、11の基本事業に70の取組項目が掲げられ、平成27年度末における目標効果額が平成21年度対比で6億5千万円とされたことについて検討を加えました。

1. はじめに

少子高齢、人口減少社会における様々な課題の解決や、長期化する景気低迷による税収の減少、借入金の償還が高水準で推移するなど、依然として厳しい財政状況にあることは、これまでの報告により理解できたところです。

宍粟市は、今まで第一次行政改革大綱を基に、政策的にも数々の改革を行ってきましたが、従来の改革に加え、更に具体的に職員一人ひとりが改革志向を持ち続け、行政の経営資源を効果的に活用し、時代の変化に柔軟に対応していくことが改革の最も重要なポイントであり、更なるまちづくりの進展につながるものと確信いたします。

私たちは、行政改革懇談会委員としての使命を認識し、意見を述べ、宍粟市の将来を見据え、改革改善の一助になるべく懇談会に参画してきました。その懇談会の総括的な意見として、以下のとおり、述べさせていただきます。

2. 意見

- (1) 行財政改革を進めていくためには、それぞれの課題に果敢に取り組み、着実に実行していくことが必要であるが、その実施にあたっては、市民に対して十分計画内容を説明することはもとより、市民の意見に耳を傾け、必要に応じ附属機関を設置するなど、市民と共に行財政改革に取り組んでいただくことを切望する。
- (2) 行政、市民それぞれが「補完の原則」を理解し、地域経営主体としての当事者意識・責任感を共有できるよう、課題共有の場の醸成などに積極的に取り組まれたい。
- (3) 真に必要な行政サービスに特化した行財政運営を基本とし、限られた財源の中で行うべき事業の優先順位を明確にし、事務事業の取捨選択を行うなど、事務事業を根本的に見直す必要があると考える。
- (4) 市民が望む民営化・効率化とは、安易な民間委託などではなく、市民感覚や民間企業の厳しさを、その職務執行や行政サービスの現場に取り入れていくことであり、職員の意識改革が最も重要であることを認識されたい。
- (5) 市政の運営は、行政が市民と離れて勝手に運営するものではなく、市民との協働が必要である。このためには積極的な情報公開と絶え間なく市民の意見を募集することが不可欠であり、今後とも市民の参画意識・意欲の一層の増進を図られたい。

3. おわりに

懇談会意見及びパブリックコメントで寄せられた意見を真摯に受け止め、更なる行政改革に推進されることを強く要望する。

第二次行政改革大綱の推進計画に示されている11の基本事業についての具体的意見は20ページからの項目別行動計画表の下段に意見としてまとめているので、第二次行政改革大綱（素案）を添付して報告に代えます。

最後に、行政改革懇談会委員として委嘱され、懇談会に参加した委員の名簿を付して意見書とします。

宍粟市行政改革懇談会委員名簿

(順不同：敬称略)

会	長	山	下	直	昭
副	会	陳			琦
委	員	横	野		泉
委	員	中	井	正	康
委	員	松	下	由	美子
委	員	安	井	唯	善
委	員	稻	田		実
委	員	橋	本	安	淳
委	員	前	田	浩	生
委	員	中	谷	有	臣
委	員	尾	前	正	紀
委	員	工	藤	加	吾
委	員	春	名		代